

抗日戦争期における上海都市管理体制について

俞 慰 剛

はじめに

日本は長期にわたる中国侵略の過程において、我が国の一部の都市に対して支配・管理を行った。これらの支配・管理は、主に汪精衛集団を通して進められた。これまで長い間、中国の学者は汪精衛政権の研究で多大な成果をあげてきた。『汪精衛漢奸政権の興亡——汪偽政権史研究論集』¹や黄美真他『汪精衛集団叛国投敵記』²などがそれである。資料方面でもまた、『汪偽政権資料選編』³系列等が出版されている。これらの研究の成果は、主に政治、経済、文化等の方面から、日本の対華政策の変化、軍事力の発展と増減、「漢奸文化」などの問題に対して研究をおこなったものである。研究論集は、序の最後に述べている。“汪傀儡政権史の専門著作に関しては、すでに世に発表された作品は少ないものの、いくつかは一定の質を備える著作である。アメリカ・スタンフォード大学のジョン・ハンターボイルの専門著作『中日戦争時期的通敵内幕』の採択した観点と方法は我々と同じではないが、やはりこの一つの課題にとって豊かな価値をもつ著作である。全体的に言えば、この方面の著作は実際、非常に少ないのである。二十数年前、スタンフォード大学フォーヴァー図書館の所蔵図書、資料を編纂した『有関 1937 至 1942 年間日本卵翼下的中国政府』の目録の序文では、戦後の中国の学者がこの問題に関する著述を表していないことを遺憾であるとして、人々がこの方面の著作を渴望する切実な心情を述べている”⁴。鄭祖安の『百年上海城』⁵中の近代市政管理もまた、主に租界時期の歴史を大筋としているが、日本軍占領時期の都市管理までは、ほとんど扱っていない。張仲礼主編の『近代上海城市研究』も主に抗日戦争以前の都市上海の状況を論述しており、抗戦および抗戦以降の状況についての論及は非常に少ない⁶。上海人民出版社から出版されたシリーズの『上海通史』⁷第七巻では日本軍統治下の“日偽上海市政府”について節を設けて十分に論述されているが、主に政治史の観点から分析したものである。また、呉景平らが著した『抗戦時期的上海経済』⁸という本は九章に亘って経済発展の視点から戦時上海の経済は戦争によって大きく後退したと指摘した。

“日偽上海市政府”は 1937 年以降に醸成された。以後、上海市大道政府、中華民国維新政府が成立し、1940 年 3 月には汪精衛南京政府が成立し、各地を政治統一し麾下においた。しかしながら、日本は中国都市の管理において、比較的早くから始まった台湾や満州の都市以外にも、1937 年から全面的に中国侵略して以降、いくつかの都市に対して支配と管理をおこなった。本稿は「偽上海市政府档案」を中心として、事実をはっきりさせ、都市管理体制と管理

という側面から、日本の上海に対する支配の管理体制を明らかにしたい。

一、“日偽上海市政府”の成立と変遷過程

1、上海市大道政府

1937年8月13日、日本軍は上海に対して事前に謀議した第二次進行を始め、中国の守備隊は決死の抵抗をした。同年11月5日、別の日本軍が金山から上陸し、八日に松江を攻め落とした。11日深夜、中国軍は多勢に無勢で南市から撤退し、上海市区は陥落した。二ヶ月余りの淞滬抗戦は失敗を告げた。日本軍が上海を全面的に占領して以降、日本軍特務部の西村展蔵の擁護の下、1937年12月5日、浦東に上海市大道政府が慌しく成立し、蘇錫文が上海市長に就任した。

蘇錫文（1891～1945）：福建、アモイの生まれ。若い頃に日本の早稲田大学政治経済学部を卒業。福建財政局長、広東大元帥府財政署長兼民政司長などの職を歴任した。国民党内部では、胡漢民派に属し、国民党と関係を断って以後もう、私人の関係において終始胡漢民に経済上の支援を与えていた。1920年代中頃に上海持志大学で教育にあたり、思想方面の研究に重視した。“天下一家、万法帰一”の政治主張を堅持し、この大道精神を実行するために、1936年に一度華北に赴き日本統治下の五省“自治”運動を援助し、日本行中公司の“囑託”に就いた。1937年、西村グループの操作の下、上海対日協力政府を成立し、12月5日、正式に大道市市長の任にあたった。後に維新政府所属の上海特別市政府（後述）において秘書長を担当し、また市教育局長の代理を担当した。1940年に傅筱庵市長が刺殺されて以後、一度市長の職務を代行したこともある。抗戦終結前夜の上海で病没した⁹。大道政府の成立と目的に関しては、“上海市大道政府概要”の説明が非常に簡潔で要領を得ている。すなわち“聖戦の狼煙は上海から遠く離れ、抗日容共の国民党政権はすでに崩壊を告げた。中国の多くの良民は離散して落ち着くことがなく、帰る家もない。上海市大道政府は、皇軍の援助と民衆の期待の下、大東亜和平を目標とし”¹⁰打ち立てられたものである。そのあからさまな傀儡的性質の政権を覆い隠すために、“皇軍の援助”の後ろに“民衆の期待”などの字句を加えており、この種の民意を踏みにじる方法を用いてその合法性を粉飾した。

大道政府の成立初期、その管轄行政の区分された範囲はなお十分に明確ではなかった。「上海市大道政府暫行組織法」（以下「組織法」と略記）中に規定されたものと、「上海市大道政府概要」（以下、「概要」と略記）中に記述されたものとは、幾分異なっている。1937年12月5日の「組織法」では、明確に以下の十四の区が規定されている。浦東、南市、滬西、閘北、真如、市中心区、呉淞、北橋、嘉定、宝山、奉賢、南匯、川沙、崇明などの14区。そして、1938年1月31日の「概要」の第六章中では、こう述べる。“旧上海特別市の行政区域を基礎として、暫次的にこれと隣り合う北橋、宝山、嘉定、川沙、南匯、奉賢などの地をまとめる。治安が徐々に確立するにしたがって、次第にその範囲を拡大する”。また次のように述

べる。“目下の施政の着眼点は、治安維持と施政の発展過程にあるため、明確に行政区を定めるのは難しい”¹¹。そのおおよその範囲が確定されたときには、崇明島もまた管轄の範囲の中に入った。

行政体制の方面もまた不健全であった。この「組織法」においては、大道市政府の下に秘書処、特別弁事処、肅検処、地方政務総署、社会局、警察局、衛生局、土地局、交通局、公務局等の三処、一署、八局を設けるよう定めていた。しかし、上海市档案局が所蔵する「上海市大道政府組織系統表」の記載は、政府機構は秘書処、肅検処、五区連合弁事処、教育科、社会局、警察局、交通局、財政局等の三処、一科、四局のみが設けられたことを、はっきりと示している¹²。

大道市政府は西村展蔵をリーダーとする日本軍特務部西村グループにより“擁護と指導”されたものである。このグループは総務課、市府課、計画課、宣伝課、調査連絡課などの組織を設けており、各地区すべてに一、二名の指導員を有して“指導”をおこなっていた。総計34名の日本特務がこの大道政府を制御し把握していた¹³。

上述の状況から見れば、大道市政府の成立時は非常に慌しく、基本的な行政区画と政府組織機構ですら、ひとつの明確な規定や制度もなかった。この点は、大道政府も過度的な臨時政府に過ぎず、蘇錫文もまた日本側の“最もすばらしい”意中の代弁者ではなかったことを示している。

2、督弁上海市政公署

1938年3月28日、南京占領後の日本側は温宗堯と梁鴻志を担ぎ出して、いわゆる“中華民国維新政府”¹⁴を組織した。この後、上海は正式に“維新政府”の管轄に帰属することになる。1938年4月28日、大道政府は督弁上海市政公署と改名した。

改名後の督弁公署は組織行政方面においてもまた少なくない改変があった。上海市档案館が製作した「督弁上海市政公署組織系統表」の記載によると、1938年4月28日から同年10月16日までの間の督弁公署には秘書処、肅検処、教育科、財政局、社会局、交通局、地政局、塘工委員会、特区弁事処等の組織が設けられ、所轄の行政範囲は市中心区、宝山区、閘北区、滬西区、南市区、浦東北区、浦東南区、南匯区、川沙区、奉賢区、北橋区、嘉定区とされていた。その中で市の中心区、奉賢区、北橋区と嘉定区は確実に存在していたが明確な档案上での記録はない¹⁵。変化があったのは浦東北であり北区と南区に分けられ、真如区と崇明区がなくなっている。この行政区の問題に関しては、「督弁上海市政公署暫行組織条例」の第二条において次のように述べられている。“市行政区域は従来の管轄区域を持って標準とする。しかし目下の行政上の便宜のために本来の管轄を変更する際には、市公署より理由を声明しなければならず、内政部に申請して行政院へとりつぎ、しばらくは院がこの画定を命ずる”¹⁶。この文章から見ると、当時の行政区画の変化は“行政院”より決定されていたものである。

督弁公署は以前どおり蘇錫文が督弁を担当した。各区においては政務署を設立し日常の政

務を管理した。「督弁上海市政公署地方政務署組織暫行規定」第二条は次のように述べてる。

“政務署は政務長一人を設け、上海市政督弁の命に従い、全署の事務を管理する。並びに所属する職員を指揮、監督する”。第三条は“政務署は第一、第二、第三の三科を設け、各科に科長一人を設け、政務長の命に従い、それぞれの科の事務を分けて管理する”と規定している。これらの規定から見る限りでは、市政公署はひとつの簡単な政治機構といえることができるだろう。

3、上海市特別市政府

1938年10月15日、督弁上海市政公署は、浦東の東昌路から市中心区の江湾地区に移転し、翌日正式に上海特別市政府に改名して正式的に対外執務をし始めた¹⁷。市長には傅宗耀が就任した。前督弁の蘇錫文は秘書長を担当した。

傅宗耀(1872～1940):浙江鎮海生まれ。字は筱庵。1882年に上海へ来て、浦東のイギリスの耶松造船所で働く。職工長に出世して、厳信厚、盛宣懷らと関係を結んだ。1909年厳信厚の家人の紹介で、所興保険公司に入って副經理となり、後には総經理に就任した。辛亥革命以後は、北滬軍都督の陳其美に委任され、財政部総參謀および滬関清理所長になる。1916年には資金を集めて祥大源五金号を創設し自ら総經理に就任した。また前後してアメリカ、イギリスの商社の買弁、中国通商銀行および汽船招商局の理事を担当した。1926年には軍閥の孫伝芳を後ろ盾として、総商会の会長に当選した。かつて孫伝芳を資金援助し、五省連軍總司令署の最高顧問を務めたことがあったため、1927年3月国民政府の全国指名手配に遭い、大連に身を隠して三年間隠居した。九・一八事変の後に上海へ戻り、前後して中国通商銀行総經理、理事長、アメリカ紙幣公司駐華經理、イギリス耶松ドックおよび機械造船所の理事を担当する。市長に就任したときには、漢冶萍株主連合会長、公司理事会の副会長を兼ね、民營内地水道公司、中華商業儲蓄銀行の理事、龍章造紙工場の理事をも務めていた。1939年冬、国民党軍から派遣された人物が上海へ行き、傅と汪精衛を刺殺する謀略を立てる。傅は表面上、汪精衛暗殺に協力することを同意したものの、裏では逆に計画を汪精衛に密告し、軍統の多くの特務が汪によって逮捕された。これによって、蒋介石の命令の下、戴笠は傅の信任する雇い人の朱升源を買収し、1940年10月10日深夜、官邸の寝室の中で彼を殺した。

傅は登場して以後、一方では思想的に共産党へ反対して、日本と共存共榮する対日協力の理念を強調し、もう一方では、督弁上海市政公署に対して改組をおこなった。同時に大道政府と督弁公署の関係法令が引き続き有効であることを強調した。この三期の上海市政府政策の一貫性と持続性を十分に表現して見せたのである。

上海特別市政府は上海特務機關顧問部(1940年11月20日、連絡部となる)の指揮の下、巨大な組織系統を築いた。特別市政府は1941年1月1日から5月31日の期間に、一時は上海市政府と改称した。主に秘書処、司法処、總會計処、宣伝処、警察弁事処、物品配給処、県政管理処、社会局、警察局、財政局、公用局、教育局、土地局、衛生局、工務局、糧食管理局、經濟局、社会福利局、清郷事務局、宣伝委員会、社会運動指導委員会、保甲委員会、法規委員

会、財務委員会、滬西特別警察総署などの機関を設けた。

これらの機構は、全過程において絶え間なく調整され、その中で警察局は租界の回収以後は三局に分かれた。元の共同租界では第一局が設けられ、元のフランス租界では第三局が設けられ、元の警察局は逆に第二局と改称された。1943年11月、第一、三局は合併して第一警察局となり、翌年八月、第一警察局はまた第二局と合併して、ついにひとつの警察局として統一された。このほかに、公用局と工務局も1945年3月に合併して建設局となった。土地局のほうは、1941年1月に地政局となった。滬西特別警察総署は1942年5月に滬西警察局となり、次の年の9月に第一警察局に合併した。社会運動指導委員会は1943年3月に社会福利局に合併した。糧食管理局は1943年3月に改組され糧食局となり、翌年6月に経済局に合併した。

前後して、その統括する行政範囲は十五区内に限定された。おおよそのところ、市中心部、滬北区、滬西区、浦東北区、浦東南区、南市区、第一区、第八区、南匯区、川沙区、北橋区、奉賢区、宝山区、嘉定区と崇明区などがあった。そのなかの幾つかの区の名前は、前後して変更があった。例えば、以下のとおりである。

市中心区は1943年8月に第二区となり、翌年はまた江湾区となった。滬北区の元の名前は開北区であるが、1939年5月に滬北区となった。南市区はかつて1941年に取り消されたが1943年12月に回復した後、第七区と改称し、1944年8月には再度取り消され市政府の直轄となった。第一、八区は租界の回収以後の1943年八月に、元の共同租界において第一区が設けられ、元のフランス租界において第八区が設けられた¹⁸。

上海市政府は主に三度の変遷を経ている。一回目は独立した政府の外形をとっていたが、日本の特務グループの操縦の下に統治をおこなった。二回目はいわゆる南京の“中華民国維新政府”に帰属し、“督弁上海市政関防”¹⁹の命令を奉じた。三回目は特別市政府に昇格し、上海を七年にわたって統治する偽政府（この期間に組織面では幾つかの変化があるが、それについては後述する）を成立した。三回目の変化は、日本側の上海に対する重視の度合いの変化と中国に対するコントロールの程度の変化をあらわしている。これらの変化において、組織体制もまた絶え間なく改革され、組織体系もまた簡潔、合理的に変化していく。

二、上海特別市政府の都市管理機構体制

前述したように、上海市政府が1937年12月から開始して、1945年8月に終わる八年近くのうち、七年間は上海特別市政府によって統治されている。大道政府であれ、督弁上海市政公署であれ、どちらも過度的な政府に過ぎなかった。したがって、日本占領下の上海都市管理の研究は、すなわち上海特別市政府の都市管理体制の研究である。そこで本節では、日本占領下における上海特別市政府の都市管理体制の叙述と分析をおこなう。

1、ソフト面の管理機構

上海特別市政府は日本上海市特務機関顧問部のコントロールの下に組成された傀儡政府で

あった。顧問部は1940年11月20日に連絡部となった。上海特別市政府の重要な仕事は、基本的にすべて日本側の意見が求められ、特別市政府は必ず日本軍の上海での活動を支持した。傅宗耀は施政方針の講話において次のように述べる。“中、日、満の三国は同種でもう字も同じくし、関係は大いに密接であり、互いに賛助し、互いに提携し、共存共榮し、力を合わせて事を成し、そして東アジアの平和を確保する”²⁰。これは、この政治体制の政治的立場と背景を十分明らかにしている。

政府のソフト面での管理体制に関しては、1941年2月12日に汪政権行政院が修正、承認した「上海市政府規則」（以下、「規則」と略称する²¹）に明確な記載があり、都市の行政体制は“二級政府三級管理”とされた。すなわち特別市政府と区公署の二級政府管理体制であり、区公署の下には鎮、村、郷と街などの自治組織が設けられた。

上海市政府は「中央政府」の「行政院」に直属していた。市政府には十四の区と八つの局がもうけられていた。その中でソフト面での管理機構は秘書処、社会局、財政局、警察局、教育局と衛生局などである。以下がこれらの管理機構の簡潔な紹介である。

（1）秘書処

秘書処は市政府機関の管理と運用に関する機関である。その職務として取り扱う仕事は、以下の十二方面である。①機密に関する事項、②印判類の保管および会計、出納、庶務に関する事項、③文書の受け入れ発送および档案の保管に関する事項、④市および各局、署職員の人事、勤務評定に関する事項、⑤決算書表の審議概算、準備に関する事項、⑥政府に所属する機構の文献および見積もり、監督、検査、免状の下付に対する審議に関する事項、⑦外交事務の処理に関する事項、⑧統計および調査に関する事項、⑨広報の編集およびその他刊行物の収集、編集、翻訳に関する事項、⑩宣伝および情報に関する事項、⑪ニュースチェックに関する事項、⑫各局、署の主管に属さないその他のことに関する事項。この十二項の管理内容から見れば、秘書処は多くの職務を兼ね合わせる機構であった。一般秘書の職務以外にも、会計、人事、外交事務、統計と宣伝など職務を兼ね合わせている。

組織構成の面からみれば、秘書処は一人の処長、簡任官を置き、市長の命令を受けて全処の事務を総合処理し、所属する職員を指揮監督した。その下に秘書8~10人、薦任官、秘書補佐2~4を設け、科長4~6人、技師一人、科員、技師補、測量製図士、事務員が若干名が設けられ、それぞれの具体的な事務処理に責任を負った。

（2）社会局

社会局の職務の範囲は以下の十五の方面である。①農、工、商業および同業団体の登記、登録、保護、監督に関する事項、②農、工、商業の奨励、取り締まり、改良計画に関する事項、③度量衡の制定および推進、審理、取り締まりに関する事項、④漁や狩猟、開墾牧畜事業の保護および取り締まりに関する事項、⑤市内に出入りする重要な農産品および工商物品の検査および証明に関する事項、⑥農村耕地の区分、整理および農民生活状況の調査に関する事項、⑦

労工団体、職員団体およびその他の人民団体の登記、登録、保護、監督に関する事項、⑧労資争議、地主小作人争議および労働者相互の争議の調停に関する事項、⑨公益慈善性のある団体の登録、監督、保護、取り締まりに関する事項、⑩市民の暮らし向きの改善および風紀の改良に関する事項、⑪合作者および互助事業の組織、指導、保護、監督に関する事項、⑫食糧の備蓄および調節に関する事項、⑬市民の貧困、老人・弱者・身体障害者および災害事変の救済に関する事項、⑭事業政策、社会事業の研究および翻訳編集に関する事項、⑮その他の社会行政に関する事項。

上述の十五項はおよそ三種類に分けることができる。ひとつは農工商業の社会生活経済基礎の管理であり、もう一つは社会团体、公益事業に関連する事業であり、そして社会生活、社会福利事業の管理である。これらはすべて、都市のソフト面での建設管理において重要な問題である。

組織の構成から見れば、特任の局長一人が、市長の命を受けて全局の事務を総合処理し、並びに管轄の職員を指揮監督する。その下に秘書が 1～2 人配置され、局長の命を受けて、薦任官のために、機密の手紙や電信の処理、全局の文書原稿やその他の往来事項を校閲する。別に委任形式の秘書補が 1～2 人業務に参加する。事務において必要とされるときは、専門人員 2～5 人を置くことができる。別に科長 3～4 人、技師 1～2 人、科員、技師補、統計員、調査員、事務員を各若干名置いて、長官の命を受けて各科の事務を分担する。各科はまた、事業内容に応じて分かれて処理することができ、科員一人を派遣し主任とする。

(3) 財政局

財政局はおもに以下の十二方面の業務をそれぞれ管理している。①全市の財政収支に関する事項、②全市の会計制度に関する事項、③田税および各種税金の徴収、整理、領収書の保管、印刷発布および登記、照合に関する事項、④公共資産の管理、調査、処分および貸借料の受け取りの管理に関する事項、⑤市の公債、市債の発行および経理に関する事項、⑥市が所有する不動産および有価証券の見積もりに関する事項、⑦予算の編成や決算に関する事項、⑧登記元帳、各種税金の審査、各種資産や証券の審査に関する事項、⑨市銀行行政の監督に関する事項、⑩官商合併事業の経営、管理に関する事項、⑪各種帳簿、報告の作成および収支文の保管に関する事項、⑫その他の財務行政に関する事項。この十二項の職務からみれば、財政局は上海市の財政、金融、税務、財産および事業の経営管理事項を総括する、職権範囲の非常に広範な機構であった。

組織構成の状況から見れば、局長一人、秘書一人、秘書補 1～2 人、専門人員 1～2 人を置いている。残りは科長 3～4 人、科員、統計員、事務員などの各種人員が若干名いた。銀行に関しては別な專業組織を設け、銀行が成立する前にまず、市の代理金庫を設立し、その組織を別に定めた²²。その他に財政局は各区区それぞれにも稽征処を設けて主任を一人置き、各該当区の税金、稽征事務を管理し、その組織状況を別に取り決めた。

(4) 警察局²³

警察局が管轄する具体的な事務は以下の十項である。①全市の公安に関する事項、②消防に関する事項、③公衆の保険および救済の協力援助に関する事項、④本国入出国のパスポートの処理に関する事項、⑤外国人の入境遊歴の検査、保護および取り締まりに関する事項、⑥外事警察に関する事項、⑦政治警察に関する事項、⑧アヘン吸引者の登記に関する事項、⑨特殊な営業の審査、取り締まりに関する事項、⑩その他本市行政の協力援助に関する事項。これは公安、消防および社会安全を一体化にした機構であった。

組織の構成状況から見れば、局長一人、秘書 1～3 人、秘書補 2～4 人、必要時に専門人員 2～5 人を置いている。局長以下には五つの科を設け、各々科長を一人置き、必要時にはまた副科長を置いて、その下に科員、技師、事務員各若干名を置く。その他の局との違いは、警察局の下にはさらにその他多くの組織、勤務督察処、通訳若干名、警察分局、水巡総隊、警察総隊、偵緝総隊、警察医院、警士教練所、拘留所と消防隊などが設けられていることである。その中でも水巡総隊、警察総隊、偵緝総隊、警察医院、警士教練所、拘留所と消防隊などが独自の組織機構を持つ。

(5) 教育局

教育局の職務範囲は以下の十四項である。①市立学校の計画運営、管理、市内学区の区分および変更に関する事項、②教員の選別、検定、および待遇に関する事項、③義務教育、幼稚教育、就学年数を積み重ねた児童の調査統計の計画実施に関する事項、④市立学校の立案奨励、私塾の改良および取り締まりに関する事項、⑤教材の審査および編集に関する事項、⑥国外留学に関する事項、⑦市が有する学術財産の調査、整理および保管に関する事項、⑧中小学課程の基礎計画の検討、中等教育の実験に関する事項、⑨社会教育、補習教育の計画、実施、指導に関する事項、⑩市民の体育および情操教育の訓練、提唱、指導、奨励に関する事項、⑪社会文化事業の計画実施、管理、提唱、奨励および監督に関する事項、⑫通俗講演および娯楽の提唱、指導、審査、取り締まりに関する事項、⑬民衆読物の編集、審査、および取り締まりに関する事項、⑭その他の教育行政に関する事項。

この十四項目の内容から見ると、教育局は学校教育、社会教育などの教育行政事項の計画実施と管理以外にも、都市の社会文化事業、体育事業、文化娯楽事業の方面の計画実施と管理もおこなっており、都市管理事業の総合管理機構であった。

教育局は局長一人、秘書一人、秘書補 1～3 人を配置し、必要なときには専門人員 1～2 人置いて良い。このほかに、督学 2～3 人、指導員若干名、科長 3～4 人および科員ばど若干名を置く。

(6) 衛生局

衛生局の主要な職務は八つの方面の事務である。①衛生調査、統計に関する事項、②医院、市場、屠殺場および公共娯楽場の衛生、取り締まりに関する事項、③疫病の予防および種痘お

および食品検査に関する事項、④公衆衛生に関する事項、⑤衛生教育に関する事項、⑥医師（高等医学教育を受け、または同等の学力があり、検定に合格したもの）、看護師（看護婦）、薬剤師の試験、審査、登記、許可証および取り締まりに関する事項、⑦薬品の科学実験、検定および取り締まりに関する事項、⑧その他の衛生行政に関する事項。

衛生局は局長一人、秘書一人、秘書補 1～2 人を配置し、業務の必要に応じて専門人員、技師 1～2 人を置いて良い。このほかに科長 2～3 人、科員、事務員を若干名置き、各科の事務の性質の差に応じて仕事を分担することができる。その場合、科員一人が派遣され主任を担当する。

2、ハード面の管理機構

ハード面の管理機構としては主に地政局、公用局、工務局の三つの局がある。

（1）地政局

主要な職務は以下の七つの方面がある。①土地の登記および契約の交付、地籍帳簿の編製に関する事項、②不動産の転移、所有権の審査および契約証文献の保管に関する事項、③土地の徴収、使用および地価の見積もりに関する事項、④土地測量、市区の地形、世帯地域などの地図の作成および地籍図の編製に関する事項、⑤土地の再区分、区域の踏査および海岸路線の計画、区分に関する事項、⑥土地税の改良、物税の査定に関する事項、⑦その他の土地行政に関する事項。上述の組織機構の状況からみて、これは土地、地籍および不動産管理に関する総合的な機構である。

地政局は局長一人、秘書一人を配置し、必要時には、秘書補 1～2 人、専門人員 1～2 人、技師一人、技手、技手補、測量士など各若干名を置いて良い。この他に、科長 3～4 人置き、各科は事務の性質によって分かれて業務を行い、科員一人が派遣して主任に任ずる。局の下にはさらに測量隊および分弁事処を設け、分かれて独立した組織機構を持つ。

（2）公用局

公用局は以下の十三方面の業務を管理する。①民営公用事業の監督および取り締まりに関する事項、②給水、電気およびガス事業の調査、審査、経営および管理に関する事項、③給水、電気、ガス資材の設置もしくは販売する商店の労働者の登記、検査、取り締まりに関する事項、④電話、電報事業の経営、監督および取り締まりに関する事項、⑤街頭、標準時計の取り付けおよび管理に関する事項、⑥公共広告場所の管理、指導およびすべての広告、貼り紙の取り締まりに関する事項、⑦交通事業の計画、施策、調査および検査に関する事項、⑧車輛、船舶事業の経営、管理、監督および取り締まりに関する事項、⑨すべての交通手段の管理、登記、検査および取り締まりに関する事項、⑩車輛および船舶等の営業場所の登記、証明書の発行および車輛、船舶運転手の試験および証明書の発行に関する事項、⑪交通事業の管理および民営交通事業の回収の計画に関する事項、⑫倉庫、埠頭の経営、管理、監督および取り締まりに関する事項、⑬その他の公共用行政に関する事項。

上述の内容からみれば、公共事業の計画管理から商店労働者の登記まで、すべて公用局が管理を行っており、計画と管理を一つに兼ねる都市管理機構であった。同時に、公共事業の概念から言えば、一般に考えられている水、電気、ガスおよび公共交通以外にも、公共広告等もすべてこの範囲内に入り、また公共道路等は工務局の管理する範囲となった。

機構組織の方面では、局長一人、秘書長一人を配置し、必要な時は秘書補 1～3 人、専門人員 2～4 人、技師 1～3 人、技手、技手補、測量士各若干名を置いて良い。この他に、科長三人、科員、事務員各若干名を置く。必要な時には各科は分かれて業務を行って良く、科員の中から一人を主任として派遣する。

(3) 工務局

工務局の職務の範囲は以下の九つの方面である。①全市の道路、橋、通水溝、堤防、公園、市場、公共体育場、公共墓地およびその他の公共建築の計画、工事監督、修繕、保全、取り締まりに関する事項、②市民出資の建築の各項工程検査に関する事項、③建築物の図案審査に関する事項、④建造および修理などの許可証発行に関する事項、⑤危険建築物取り締まりに関する事項、⑥建築士、エンジニア、および建築会社の審査、登記に関する事項、⑦街路樹の植林、管理に関する事項、⑧河川、港湾作業の管理に関する事項、⑨その他の工務および港湾作業管理に関する事項。

上述の内容から見れば、工務局は計画、審査許可、建築および管理が一体になった市政機構である。同時に建築士、エンジニアの職称人事に対しても管理をおこなっていた。都市の建築、建設方面の最高権力機構といえることができる。

組織構成で言えば、上述した機構と大きな区別はない。局長一人、秘書一人、秘書補 1～3 人を配置し、必要な時には専門人員 1～2 人、技師 1～2 人、技手、技手補、測量士各若干名を置く。この他に、科長三人、科員、事務員を若干名置く。各科は事業の性質により、分かれて業務を行って良く、科員の中から一人を主任として派遣する。

上述した二種類の市級都市管理機構の状況からみて、その特徴は機構体制が比較的簡素なことである。それぞれの機構で担当する職務が比較的多い。機構組織の中の職員数は逆に少なく、一般的に副次的職位は設けず、業務が多く重い際には、専門人員を設けて機構の能力を強化した²⁴。

3、特別区以下の都市管理体制

特別市政府の下には各区、公署および坊、郷、鎮など自治機構が設けられており、都市管理を助けた。これらの機構体制は市政府によって規定されたものであり、主に「市府關於公布各区公署暫行組織規則令」と「修正特別区公署暫行組織規定草案」などの文献のなかに表されている。以下、都市管理に関する部分を簡潔に紹介、分析したい。

上海特別市政府は所轄各区を二等に分けていた。一等区は郊外の宝山、南匯、奉賢、嘉定、崇明の五区であり、二等区は市中心区、滬北区、滬西区、南市區、北橋區、川沙區、浦東南區、

浦東北区の八区である。各区の公署は署長一人を置き、署長は市政府より「合格人員」の中から「選出派遣されるよう推薦」される。区公署は事務の内容によって、二科あるいは三科を下に設けて、科長を一人置いた。各科は科員を 2~3 人、事務員および書記を若干名置いた。しかし一等区では四科を設けて秘書一人を置いた。秘書、科長、科員は市政府に上申された後に市政府より委任され、事務員以下は署長より委任されて市政府に報告された。

区公署の管理職務は、①本区自治および保甲事項、②本区治安および公益事項、③区の公共財産の保管事項、④区の公共事業の計画および管理事項、⑤市政府および各局委の処理事項、⑥その他の法令に拠る処理事項、である。

区以下は、戸数と人口および当地の状況によって、いくつかの街坊、郷、鎮に区分し、同時に公所を設けて、自治振興および保甲を行うことを助けた。村、鎮および街坊の幹部は地区選挙によって生まれ、上級機関に回され認可された²⁵。

そして南京政府（汪政権）行政院の修正を経た後の区公署の職務範囲は上述の基礎の上に以下の十八項に増加した。①戸数、人口および戸籍登記の調査に関する事項、②治安に関する事項、③保甲および保衛団の編成に関する事項、④流浪者の救済収容に関する事項、⑤風俗の改良に関する事項、⑥アヘン禁止および衛生に関する事項、⑦水利の整理に関する事項、⑧道路の修繕に関する事項、⑨土地の調査および測量に関する事項、⑩備蓄、耕地開墾および物資調節に関する事項、⑪骨董の調査、保管に関する事項、⑫区の予算、決算に関する事項、⑬上級機関の税金徴収命令の執行に関する事項、⑭農業、工業、商業に改良および保護に関する事項、⑮合作指導に関する事項、⑯教育および宣伝に関する事項、⑰人民の公権使用の訓練に関する事項、⑱その他の法令に拠って処理すべき事項²⁶。

修正後の職務の範囲は、もともと定めていた六つの事項の範囲をはるかに超えていた。特に注意に値するには、流浪者の救済収容、アヘン禁止および衛生、骨董の調査保管と人民の公権使用の訓練という三項である。そして、これらは特別市政府の職務範囲にもなかったものである。これらは、ひとつの側面から、政府の人民に対する厳格なコントロールを明らかにしており、また都市の管理が細かく周到であったことを表している。

三、日本占領下の上海都市計画と管理

1、日本の大上海都市計画

1927 年南京国民政府は、上海の都市発展に対して非公式の予備会議を行い、1930 年 12 月上海市政府は正式に「建設上海市市中心区域計画書」を提出し、同年 5 月に上海市政府はまた「大上海計画」を起草し、五年計画として 1930 年から計画的に江湾地区で実施を始めた²⁷。日本軍は二度の上海事変で上海に対して狂ったように無差別な爆撃をおこない、新しく建てられた市政庁舎、街区、埠頭はすべて放火の下に廃墟となった。日本は早くから「東方のパリ」——上海を垂涎せんばかりに欲していた。1937 年、日本軍は上海を占領して以後、さらに上

海を掌中の物とした。日本軍の占領政策の第一歩はこの地区に対して修復をおこなうことであった。1937年12月上海に駐留する日本の陸海軍は、上海へ土木技師を派遣するよう内務省に要求した。翌年、日本から派遣されてきた、港湾、都市計画に包括される十二名の若い専門家が上海に到着し、日本占領軍の意思を反映する「大上海都市計画」が、これらの人々の間に誕生した。

「大上海都市計画」は租界を包括する半径15キロメートル範囲の大計画であったが、上述の国民政府の「大上海計画」とは反対のものであった。しかし、この計画の段階に分けた実施は、国民党の“上海市中心区域”から建設を始めるというような計画と相似していた。“第一期都市計画事業”とは「上海新都市建設計画」²⁸であった。この建設計画は江湾を“上海新都市”としたもので、その主要な特徴は以下の四点である。

第一、元の国民政府の計画中の交通計画を改変し、呉淞江を黄浦江河口に通り抜けさせ、その一帯に工業基地を建設し、鉄道を敷設し、貨物運搬埠頭を建設する。虬江路埠頭に貿易港を建設し、ここから市府中心地を通して中央駅まで東西中心軸線を形成する。同時に四平路を拡張して租界と連結する。第二、土地の実用性質を十の類型に細分化して、内容を具体的に規定した。第三、この計画を実施する主体である特殊法人——上海恒産株式会社²⁹を成立する。この公司もまた傀儡政府と同様に、日本人の掌中で操作されている公司であった。「恒産公司説明概要」から見ると、政府には土地と資金を提供する権利があるのみで、上海をどのように建設していくのかという方面においては、政府は発言の権利がなかった³⁰。第四、「上海市建築区画暫行条例」の公布。この条例は日本人の吉村辰夫が日本の「市街地建築法」（1919年）と「都市計画法」（1919年）を参考して制定したものである。土地用途の計画の厳格性を強調し、正式に中国に対して都市計画中の道路への建物の張り出しを禁じた建築線制度を導入した³¹。

1940年7月に生まれた第二期近衛内閣は“大東亜共栄圏”を築く「基本国策要綱」を提出し、1941年12月、アジア太平洋戦争が勃発、上海租界もまた日本軍の支配下に入った。こうした状況は上海新都市計画にも影響を及ぼした。1942年5月、大東亜省興亜院は上海新都市計画に対して修正をおこない、租界もまた“第一期都市計画事業”に組み込まれ、「上海都市建設計画改定綱要」が提出された。上海の政治の中心は閘北地区に移され、北駅を発展させ、中央駅とし、元来の市の中心区は文教中心地区とする。ならびに、市内には高速度鉄道を建設して黄浦江の対岸と結び、より大きな上海都市建設計画を形成した³²。この時期にはまた、現在の東方明珠塔一帯に“日華慰靈塔”を建てるような案も出てきた³³。このような大上海計画は完全に上海を日本の支配下に置くことを意図するものであった。

2、偽政府都市復興の財政制度

日本軍が「大上海都市計画」を立てるところに、上海市特別市政府も都市の復興を図っているのである。1940年4月23日に、当時市長を担当している傅宗耀は南京“維新政府”に

「關於復興建設上海意見」（「意見」と略す）³⁴を提出した。彼はこの「意見」で上海の国内と世界での重要性を強調したあと、第二次“上海事件”後、“都市は破損され、民生は憔悴する”、そして都市復興に必要な資金は日常行政資金もう足りない状況で一銭もなしと過酷な財政現状を述べた。そこで彼は関税制度を改めようと五つの案を提出したのである。その一は“江海関の貨物転送に徴収した消費税は全て市政府の財政収入帰すべき”という。当時、特別市政府は費用費税を停止したのに、江海関は独断的に貨物転送税を課しているので、この徴収した税金のすべてをて区別市政府に返すべきだという。これは当時の税制は一括してない状況を表している。その二は“アヘンの財政は江蘇省と同様に取り扱うべきだ”ということである。江蘇省はアヘン税を一両にして2元を徴収したが、上海では0.5元しか課していないので、それは不公平なので、同様に徴収すべきだと主張する。その三は“江蘇、浙江、安徽など省は上海で統稅局を設けて統稅を徴収しているが、その税額に一割を増やして、それを上海市の建設基金とすべきだ”とのことである。その四は金融に関して“市の銀行を設置し補助貨幣を発行して市場の金融を調節する”という。第五は“特別市の警察経費は市政府が統一して収支すべきだ”という。つまり、上述のように、警察局は上海市が直轄する政府機関であるので、あらゆる行政権力はすべて特別市政府あるべきが、しかし、警察局の日常行政経費は汪精衛南京政府がコントロールしているため、市の財政収支が合わなくなるので、この経費を市政府が中央から受け取って警察局に回すべきだと主張したのである³⁵。この「意見」は都市復興を名義にして、財権を特別市政府に返還することや財源を拡大することはその本質である。しかし、これを通じて同時特別上海市政府の財政体制は未だ整えてないことを確認することができたのである。

その後の1941年初期にも、日偽上海市政府はまた「上海市各区田賦徴収章程草案」³⁶を出して、分散している田賦項目下にある各種の税目を統一し、税収を増やして、財政管理制度を強化する動きがあった。この点については、当時の財政局長袁厚之の報告でもはっきりと述べている。袁はいう。“こっそりと各区を調べたところ田賦を整理することはきわめて必要としている。すでに政府から職局に管理の任を負うという命令を承り、管理事項と権力を一致にし、財政系統を明確にさせてくれて、当然ながら命令に遵って切実に対応し、政府の田賦を整理し、税収を豊かにする宗旨を拝察する”³⁷と。その田賦の改正の目的の是非を無論して、税制を整理するのは日偽上海市政府の管理体制を強化する一環であることは明らかなことである。1943年初期、汪精衛政權行政院は「非常時期各省市徴収田賦暫行条例」³⁸を公布したため、上海市の田賦徴収もこの条例に遵うことにしたのである。

3、租界回収後の管理

上海租界を汪政權に「返還」するのは、日本軍が同政權に与えた最も宣伝効果のある贈り物であった。同時にまた、上海においてイギリス、アメリカ勢力を取り除く重要な手段でもあった。日本の支配下に置いた共同租界の率先した「返還」は、必ずしも上海が自己の主権を獲

得したことを意味するものではなかった。「關於実施收回上海公共租界之條款」の第三、四、五条は租界が返還されて以後の管理に対して明確な規定を行っている。第二条において「上海公共租界工部局に属する一切の公共施設、資産および財産上の主権利は、現状に照らして無償で中華民國に委譲する。また工部局に属する一切の負債は、現状に照らして中華民國がこれを継承する」とされ、その第三条では「中華民國政府は、現状に照らして日本国政府および臣民の上海共同租界および租界を通過する道路などの場所における、不動産およびその他の権利利益すべてを尊重並びに確認、これに対し必要な措置をとる」としている。第四条は「中華民國政府は上海共同租界土地規定およびその付則に基づいて行政権の回収を実施して以後は、該当区域内の日本国臣民の居住、営業および福祉などに関しては、少なくともこれまでの程度を維持する」としている。第五条は「本規定の具体的な事項の実施に関しては、中日両国の当地の地方官憲間でこれを議定する」³⁹としている。これら三条は、日本が名義上は租界を汪政権に返還したものの、実質上は日本が租界の管理において従来の状態を維持していたことを表している。

「日偽双方關於租界收回後上海市政備忘録」（以下、「備忘録」と略称）においては、更に具体的な管理措置が列挙されている。共同租界の管理に関しては、「備忘録」は「共同租界を回収した際には、もともと有していた管轄区域並びに前の滬西協定区域、滬北区および市中心区の接近する租界部分を総合して一単位を構成して上海特別市第一区とし、並びに第一区公署を設けてこれを管轄する」、「……各处处长は原則上、市政府各局局长が兼任する（財務、工程、消防三处处长は日籍の職員が担当しなければならない。しかし、日籍の職員が处长を担当した際には、少なくとも副处长一人は華籍の職員が担当する）」としている。そして第一区内の第一警察局は「別に副局长二人を置き、中日両国籍の者がこれを分担し、副局长は局長の警務統括を補佐する」。その上、「該当局に日本は密接な関係を有し、兵士の警備上、重要な地区においては、第一警察局は日籍を重用し、治安の確保および経済増進の目的を達成させる」。そして、フランス租界回収以後の管理および警察局の管理もまた「第一区公署の遣り方を真似て規定される」。したがって「備忘録」の「附録一：第一区公署職員表」から見ると、23人のうち10人が日籍の人員であり、「附録二：第一区公署秘書処系統表」中で主任秘書、特任秘書および工務、土地公共事業を管理する第四課長の三人が華籍である以外は、その他の顧問、秘書および第一課から第七課までの科長はすべて日籍の人員であった⁴⁰。

上に述べたこれらのことは、いわゆる租界の回収というのが実質上はすべての租界が日本軍の掌握かに帰したことを明らかにしている。日本の支配する上海租界は消失していないだけでなく、実際の面積は拡大していた。これら“租界”はすべて日本軍の勢力範囲となったのである。

4、都市の治安および公共事業の管理

上海特別市政府の都市管理の拠り所は、「上海市大道政府警察局違警暫行処罰弁法条文」

(以下、「条文」と略称する)であった。「条文」は、大綱、安定を妨害する違法行為の処罰、秩序を妨害する違法行為の処罰、公務妨害の違法行為の処罰、誣告・偽証および証拠隠滅の違法行為の処罰、交通妨害の違法行為の処罰、風俗を乱す違法行為の処罰などの八章とひとつの付則よりなっており、内容は広汎で社会の治安だけに局限されず、都市の総合管理の条例であった。以下、関係部分の幾つかの簡潔な紹介を行う。

第一章の総則は 31 条より成っている。主に処罰の対象、処罰の程度の定義、処罰執行の拘留期限および罰金額、処罰執行の順序などについてかいている。例えば、13 歳以下もしくは心神喪失者の違法行為は処罰されず、保護者に告知し監督を強め、保護者がいない者は感化教育を実施するか、もしくは児童処および監置処に送致してしつけをおこなう。罰則は主罪と従罪に分けられ、主罪は拘留、罰金と訓戒の三項がある。従罪は没収、営業停止と強制休業の三項がある。違法行為の基礎の有効期限は違反行為が行われた後の六ヵ月以内、などである。

第二章は安定を妨害する違法行為の具体的な内容を規定している。①公署の許可を経ないで花火を製造あるいは販売した者、②人家が密集する場所で花火および一切の火気に火をつけた者、③火薬および一切の爆発可能性のあるものを発見して、警察に届けず所有する者、④公署の許しを得ずに凶器を携帯する者、⑤デマを言いふらす者、⑥人家の近くあるいは田野でむやみに焚き火を行う者、⑦水害や火災および一切の災害事変の際、公署の防衛救済の命令に従わない者、⑧狂人、狂犬あるいは一切の危機な野獣が道路あるいは人家邸宅およびその他の建築物を動き回るのを放任する者。以上の行為を行った者は、15 日以下の拘留あるいは 15 元以下の罰金とされた。

第三章は秩序妨害の違法行為の内容および処罰の基準を規定したものである。そのなかの第 34 条は「建築者の建築修繕において、法令、規定に依拠せず、警察局に申請し許しを得ないで勝手に土木建築工事を始めたり公署所定の図版に違反したりした者」は 10 日以下の拘留と 10 元以下の罰金に処すことが規定されている。第 35 条では、以下の各項目の行為をおこなうものを 5 日以下の拘留あるいは 5 元以下の罰金と規定している。①私有地の外に建物、壁、軒柱などを建設する者、②建物およびあらゆる建築物の状態が崩れた際、公署より修理あるいは取り壊しを督促されても、長引かせ従わない者、③路傍の植木、街灯あるいは公署物品を破損した者、④学校、博物館、図書館およびすべての展覧会場あるいは人が居住するその他の場所で大勢で集まり騒ぎ立て止めるのを聞かない者、⑤道路あるいは公共の場所において勝手に警笛を吹く者、⑥道路あるいは公共の場所で大声で歌い、止めるのを聞かない者、⑦道路あるいは公共の場所で酔って暴れ騒ぎ立てたり、寝たりする者、⑧道路あるいは公共の場所で、口論し止めるのを聞かない者、⑨出入り禁止の場所を勝手に出入りする者、⑩無人住居の屋内に潜伏する者、⑪深夜に理由なく騒ぎ立てる者、⑫商店およびその他の営業場所で極端な騒ぎを起こす者、⑬公署より定められた物価を割増して販売する者、⑭すべての人夫、雇用労働者、馬車などで、価格、賃金を前もって決め、後から割増料金を要求する者、あるいは予め決めて

いなかったが、後から慣例の最高額以上をふっかけたり、途中で難癖をつけたりする者。

第六章の第 40、41 条は下記のおこないをした者すべてを五日以下の拘留、五元以内の罰金に処することを規定している。①郵便や電報のは配達妨害の内容が軽微な者、②郵便業務専用の物品破損の内容の軽微な者、③電報、電話やり取りの妨害の内容の軽微な者、④私有地内において、通行する場所の溝、井戸および窪みや穴等蓋および防備していない者、⑤道路、橋の記載およびあらゆる通行禁止あるいは道案内の標識等を損壊した者、⑥公署より決まった通行費用が定められている渡り船、橋などで、独断で定められた額以上の収入を得たり、故意に通行を阻む者。

第 42 条は下記の各項目の行為をした者を五元以下の罰金に処することを規定している。①渡り船、橋など交通費を払わなければならない場所で、決まった料金を払わず強引に通行する者、②路傍で商品、玩具および食物などを並べて止めるのを聞かない者、③車筏をみだりに繫いで橋や堤防を破損した者、④道路わきに馬車を列ねる、あるいは、木材、石、薪、炭およびその他の物品を堆積して通行人を妨害した者、⑤道路の辺で車馬に水をやったり、適当に繫いだりして通行人の妨害をした者、⑥車馬を並行して通行人の妨害をした者、⑦水路を船で並行して船の通行を妨害した者、⑧氷雪、塵、瓦礫、汚れ物などのものを道路に投棄する者、⑨道路で遊戯をして停止されても聞かない者、⑩公署の監督を受けても道路を掃除しない者、⑪無灯火で車馬を夜行する者、⑫街灯を壊すもの、⑬通行禁止の表示がある場所を勝手に通行する者。

第七章第 43、45 条は下記の各項目の行為をおこなう者を 15 日以下の拘留あるいは 15 元以下の罰金に処することを規定している。①遊蕩無頼の立ち居振舞いを慎まない者、②僧侶道士で言いがかりをつけて施しを迫ったり、世間を流浪する物乞いで金銭物品を要求したりする者、③娼婦を売ったり、代理交渉したり、止めておいたりする宿の者、④娼婦を招いて宿の者、⑤淫らな歌を歌ったり、淫らな遊びをする者、⑥道路あるいは公共の場所で、賭博に類する行いをした者、⑦道路あるいは公共の場所で裸になったり、放埒な恰好をする者、⑧道路あるいは公共の場所で、ふざけて声をかけたりする者、⑨奇妙な服装で風俗を害する者。

第 44 条は下記の各項目の行為をした者を十日以下の拘留あるいは 10 元以下の罰金に処することを規定している。①公署の許しを経ずに、毒性を含む薬剤を販売した者、②人家が密集している場所で肥料工場を開設する者、③人家が密集している場所で、臭気を発生するあらゆる物品を干したり煮出したりして、禁止されても聞かない者、④媚薬、墮胎薬の販売、およびこれらの掲示をした者、⑤まじないの言葉や邪法で病気の治療をした者。

第 47 条は下記の各項目の行為をおこなった者を十日以下の拘留あるいは 10 元以下の罰金に処すことを規定している。①蓋をしなければならない飲食物を蓋をせずに並べて販売する者、②衛生を害するものを飲食物に混ぜて販売し、不正な利益を貪る者、③本物でない薬品の販売、あるいは深夜急迫している人に薬の販売拒否をおこなう者。

第 48 条は「すでに許可を得て標札をかけて医療をおこなう医者あるいは産婆で、理由なく招聘に応じない者は、10 元以下の罰金に処す。招聘に応じたものの理由なく遅れた者も同様である」と規定している。

第 49 条は下記の各項目のおこないをした者を、五元以下の罰金に処することを規定している。①表に出ている、もしくは出していない通水溝を損壊あるいは公署が督促しても底をさらわない者、②土くれや汚い物を積んで、街道を通り、蓋をしない、あるいは、任意に停留する者、③開港場の賑やかな場所に任意に肥しを積んだ船を停泊する者、④汚れたものあるいは鳥獣の骨を人家に投げ入れる者、⑤道路あるいは公共の場所で大小便をする者、⑥飲用浄水を汚す者⁴¹。

上述のこれらの項目はすべて都市社会の治安、公共事業と公共秩序の管理を主としている。そのなかのいくつかの項目は、今なお実行されているか、現実的な意義を持っているのである。例えば 32 条「人家が密集する場所で花火および一切の火気に火をつけた者」は拘留あるいは罰金に処する必要がある。現在の都市管理条例の中にも、花火や爆竹に関する管理規定がある。また都市の違法建築問題や、娯楽場所の違法開設、マンホールなどに蓋や防備標識を設けないなどのように、これらの都市の公共管理はすべて決まった法律的拠り所が必須である。そのなかで多くの規定が、勝手に大小便や、夜間の理由ない喧嘩、公共の場所で横臥など、都市社会の細かい社会問題を反映している。実際に、これらの都市の中の不良現象は、今なお常々発生するものであり、これらの問題にただ道徳をもってしても効果を挙げることは難しかった⁴²。しかしこの条例において、各々法律上の規定を行い、都市管理を法的依拠があるものとした。

おわりに

総じて言えば、抗日戦争期の日本占領下の上海都市管理体制に対する論述を通して、我々は以下の側面を明確に認識することができる。

第一、上海という複雑な国際的大都市に対して、世間を欺くために日本は上海を占領下に置いて以後、慌しくその代弁者を担ぎ出して傀儡政府を組成し「政治機関は当地の住民より自主的に組成」という見せかけを作り出して、最初の大道政府においては所轄地区さえ不明確であった。このため傀儡政府の名称も絶え間なく変化した。そして日本側が組織した対処グループがこの政府に対し全面的な監督を行い、各部門の参加者総数は 34 人に達した。1940 年には変わって置かれた上海特務機関連絡部の市政府各部門に対応する日籍人員（処、各部門で職についている者以外）と各区公署の連絡官は 40 人に達した⁴³。

第二、日本側は汪精衛政権の合法性と在民間での威信を高めるため、まず租界の汪政権への「返還」を持ち出し、実際には各国が汪政権に返還した後の租界は却って日本軍の掌中に入った。彼らは日籍の職員を管理する公署の中に配属し、日本軍国主義者の統治範囲を更に拡大したのである。

第三、「日偽上海市政府」の管理体制は、絶え間なく改革されており、その組織体制状況

からみて比較的簡潔なものであった。各局処機関は一般的にみな副次的な職位を設けずに、機関職員もまた比較的少なかった。各種職務一般もまた、一人から二人の担当がいるだけで、業務で必要なときにだけ、専門人員を置いて業務を援助し、それなりに合理的な体制であった。

第四、「日偽上海市政府」は日本軍部の指導下において、上海に対し厳しい統治を行った。しかし都市の治安、公共秩序および公共事業の管理に対しては、むしろ一定の法律条文に照らした管理していた。そして「上海市大道政府警察局違警暫行処罰条文」はこのような法律の原文であった。そのなかのいくつかの条文はいまなお引いて参考にすることができるものである。

第五、「日偽上海市政府」は政府の財政状況を改善するために、“維新政府”とやり取りがあって、また税制を改めしたりして、地方政府の財源を確保する努力をした。

要するに、「日偽上海市政府」は日本軍部の中国への侵略、支配の共犯者であり、中国人民に対して許すことのできぬ罪を犯した。しかし、都市管理体制と都市社会管理の方面においてなおいくつか取り入れることのできるどころがある。我々が大都市の管理に力を入れている今日、都市管理を改善することができるあらゆるやり方と経験を吸収する必要がある。本稿は档案資料から僅かに手をつけた研究であり、紙幅の関係でこれらの行政管理体制、管理方式などが社会の実情のなかに持ち込まれた際の検証はできなかった。これらは今後の継続的な研究課題としたい。

2011年10月28日旧稿を改める

同12月11日改定

新潟大学人文学部にて

注

- ¹ 復旦大学歴史系中国現代史研究室編、復旦大学出版社、1987年。
- ² 河南人民出版社、1987年。
- ³ 例えば『汪精衛集団投敵』、『汪精衛国民政府成立』等。上海人民出版社より、1984年。
- ⁴ 注1と同じ。
- ⁵ 学林出版社、1999年。
- ⁶ 上海人民出版社、1991年4月第二版。
- ⁷ 熊月之主編『上海通史』第七卷、上海社会科学院出版社、1999年。
- ⁸ 上海人民出版社、2001年6月初版。
- ⁹ 蘇錫文に関する資料は少ない。上海市政府档案馆編『日偽上海市政府』（档案出版社、1986年12月、p13）、熊月之主編『老上海人名事名物大観』の蘇錫文の項を参照。
- ¹⁰ 前掲『日偽上海市政府』、p11。
- ¹¹ 以上は前掲『日偽上海市政府』、p3、p11を参照。
- ¹² 前掲『日偽上海市政府』、p5。
- ¹³ “日本特務西村班概況”前掲『日偽上海市政府』、p14。
- ¹⁴ “中華民國維新政府”建立の詳細状況に関しては『上海通史』第七章参照。
- ¹⁵ 前掲『日偽上海市政府』、p11参照。
- ¹⁶ 以上は前掲『日偽上海市政府』、p3、13。
- ¹⁷ 督弁公署訓令（10月15日）、前掲『日偽上海市政府』、p37参照。『上海通史』（前掲、p363）では、督弁公署の移動日を“10月5日”としており、誤りの恐れがある。
- ¹⁸ 以上は「上海特別市政府組織系統表」、前掲『上海通史』p43～45参照。また数字で区の番号を表示するやり方は、1943年8月から1944年8月の間以外にも、1945年12月から1947年1月にも見られる。『上海市旧政權建置志』（上海社会科学院出版社、2001年8月）参照。
- ¹⁹ 前掲『日偽上海市政府』、p19参照。
- ²⁰ 同上注、「傅宗耀關於施政方針講話」、p55。
- ²¹ この「規制」（前掲『上海通史』第七卷、p369～371）と前掲『日偽上海市政府』p43～45の「上海特別市政府組織系統表」は区の設置および機構の設置において、大きな差がある。陳公博は「市府致行政院呈」のなかで次のように述べる。“調べてみると、本府の前任時期、組織の規則に関していまだ正式に規定されておらず、市長が職に就いた後、組織の規則を速やかに制定しこれに従う”（前掲『日偽上海市政府』p66）。「規制」は1941年1月、汪精衛南京政府の“修正通過”を経て表面化し、この後の管理体制の依拠する基準となった。
- ²² 市の金庫に関しては、前掲「上海特別市政府組織系統表」のなかに市金庫の一項が設けている。しかし、「上海特別市政府区局級官員任職表」には市金庫を担当する第一任主事の程欣吾は1942年から仕事についていた。市金庫は1942年より成立したものと認識できる。これ以前のこの方面の業務は財政局が担当していた。
- ²³ 警察局の項に関しては、「上海市政府組織規則」の原注の中に“21条から44条まではいずれも削除”と述べており、この21条から44条までがちょうど警察局の前文である。「上海特別市政府組織系統表」では警察に関しては四つの機構があり、滬西特別警察総署、第一警察局、第三警察局と警察弁事処である。
- ²⁴ 租界が上海特別市の管理に帰したのは1943年7月以降である。この問題は「日偽双方關於租界收回後上海市政備忘録」（1943年7月29日）のなかに詳細に記載されている。本文の紙幅の制限により、この問題に関しては別稿に論じたい。また以上は前掲『日偽上海市政府』p67～79参照。

- ²⁵ 選挙に関しては、「大道政府關於限期選挙鎮長和街長的布告」を参照。その中では次のように述べる。
「調べてみると、各地方村鎮長および街長は地方行政を押し広める主要な人員であり、責任は小さくなく、影響は極めて大きい。現在はあらゆる荒廃したものを再興しており、地方の庶民に関しては、ひとえに当地の紳士に頼って多くの助けを得て、ようやく政策を行うことができる。警察局は各区分局・所に展開させ、所属部署が各村鎮人士の選挙、決算を行うのを指導するよう監督命令し、日限を定めて事を完成し、各当選者の姓名を列記して決裁のため上申し、定期的に各鎮長、村長、街長などを府に召集し、待命させ、合同で布告をおこない、各界の人民は仰いでみんな一体して遵守する…」（前掲『日偽上海市政府』p142）
- ²⁶ 以上は、前掲『日偽上海市政府』p80～81、84～85 参照。
- ²⁷ 「大上海計画」に関しては、余子道「国民政府上海都市發展規画述論」（『上海市研究論叢』第九輯、上海研究中心、上海市地方志弁公室編、1993年8月）。
- ²⁸ 上海恒産股份有限公司編『上海新都市建設』（上海、1939年）、p5～15 参照。
- ²⁹ 上海恒産株式会社：日偽合資企業。1938年成立。主要な業務は都市建設、港湾建設、土地建築物の売買貸借管理、不動産の信託等である。
- ³⁰ 「日偽合資成立上海恒産股份有限公司有關文献（4）恒産公司説明概要」（前掲『日偽上海市政府』）p450～456 参照。
- ³¹ 松村伸『上海都市と建築 1842～1949』（PARCO 出版社、1991年4月、p320～321）。吉村辰夫（1905?～1941）：当時の日本で都市計画学を建築領域から分離した最初の都市計画方面の学者。
- ³² 大東亜省興亜院編『上海都市建設計画綱要』（1942年）参照。
- ³³ 以上は松村伸『上海都市と建築 1842～1949』第六章参照。
- ³⁴ 前掲『日偽上海市政府』p491。この「意見」の一部は省略された。
- ³⁵ 以上は前掲『日偽上海市政府』の「傅宗耀關於復興建設上海意見節略」、p492～493 参照。
- ³⁶ 同上注、p501。
- ³⁷ 同上注。
- ³⁸ 同上注、p622。
- ³⁹ 以上は「外交部為送中日簽訂實施收回上海共同租界條款等文献致市府咨」（前掲『日偽上海市政府』）p91～92）参照。
- ⁴⁰ 前掲『日偽上海市政府』p120～123 参照。
- ⁴¹ 以上は、前掲『日偽上海市政府』p149～161 参照。
- ⁴² 2002年10月30日の『新民晚報』に「双重汚染」と題する写真記事が載った。写真は公共場所の“棋牌室”入り口の壁に書かれた“ここで小便するのは豚犬にも及ばない”の字句とふたりの恥知らずの情景で、付してある簡潔な説明文曰く。「ところかまわず小便をするのはいけないことであるが、ひとりの“マナーを重視するもの”が怒り、壁に文字、画像を留め、勧告しマナーを説いている。結果として、彼の行動もまた環境を汚し、マナーをわきまえない行いとなった」。
- ⁴³ 前掲『日偽上海市政府』p225～227 参照。